

短時間労働者を雇用する事業主の皆様へ

- 短時間労働者を雇用する場合でも、就業条件の明示が必要です。(労働基準法、パートタイム労働法)
- 短時間労働者であっても31日以上雇用見込みのある者は雇用保険の被保険者となります。(雇用保険法 平成22年4月1日施行)
パンフレット (厚生労働省のホームページにリンク)
- 短時間労働者数も障害者雇用率にカウントされることになりました。
(障害者雇用促進法 平成22年7月1日施行)
パンフレット (厚生労働省のホームページにリンク)

－問い合わせ先 三重労働局企画室059-226-2110－